

定額利用手続きの流れ ▶▶▶

申請者

『交付申込書』の提出

予算上限に達した日の受付分は抽選となります。(郵送は消印日)

※年度毎に申込みが必要

枚方市

「交付決定通知」の送付

※申請後、約3週間で交付決定通知書を送付

申請者

『生ごみ処理機』契約申込

※新規契約又は過年度利用継続

申請者

『設置完了届兼請求書』
の提出
※右記のとおり

※定額利用は年度単位での交付のため、年度内に設置完了届兼請求書を提出してください。ただし、年度途中で補助対象の満了となる場合には満了月の翌月末までに提出が必要です。

<請求に必要なもの>

- ① 枚方市家庭用電動生ごみ処理機設置完了届兼購入費補助金請求書
- ② 交付決定通知書の写し
- ③ 補助対象月の利用明細書の写し(定額利用は年度単位での交付のため、年度内に請求手続きを行い、年度が替わり次第過年度継続として交付申込を行ってください。)
- ④ 生ごみ処理機を設置したことを証する写真
- ⑤ 口座情報を確認できる通帳等の写し(申請者と同じ名義で振込先がわかるもの)

枚方市

「交付確定通知」の送付

枚方市

補助金振込

※交付確定通知から約1か月でお振り込み

<お問い合わせ・送り先>

枚方市役所 環境部 循環型社会推進課

〒573-1162 枚方市田口5-1-1

電話 072-807-6211

FAX 072-849-6645

Eメール junkansuishin@city.hirakata.osaka.jp

利用された感想や効果についての簡単なアンケートをお送りします。その際にはご協力をお願いします。